

当事者参画プラットフォーム(TOJISHA-UD)の設立

高橋 儀平(東洋大学工業技術研究所)、高橋 未樹子(コマニー株式会社)、
田中 翔(国土交通省)、永元 真也(株式会社アルメック)、
菅原 麻衣子(東京科学大学)

1. セミナー趣旨と全体概要

本稿は2025年12月23日に実施したセミナー当日の報告概要を主としながら、その後のTOJISHA-UDプラットフォーム事業の展開を一部追記した。セミナーの実施概要は表1の通りである。

1.1 セミナーの主旨と概要

今日的な建築プロジェクトへの障害当事者等の参画は、2006年のバリアフリー法の成立が大きい。その後、東京2020オリパラ大会の招致を経て、国連障害者の権利条約で「Nothing about us, Without us」が謳われ、2018年のバリアフリー法の改正では「障害の社会モデル」の考え方が成文化された。バリアフリー法改正と前後して当事者参画で議論された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が2017年に策定されると、東京2020オリパラ大会での交通機関、競技場等の整備が当事者参画の本格的な幕開けとなった。

この経験をもとに東京都福祉局は、2024年3月、オリパラレガシーとして「当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック」を作成し、国土交通省住宅局も2025年5月に建築設計標準の別冊として、「建築プロジェクトの当事者参画のガイドライン」を発出した。

私たちはこうした機運を捉えて、建築プロジェクトにおける当事者参画をより一層推進するために、日本建築士会連合会、DPI日本会議、日本視覚障害者団体連合と共同で

表1 第1回当事者参画推進セミナー概要

- 【主催】当事者参画とUD評価特別研究委員会
・共催：日本建築士連合会、東京建築士会、DPI日本会議、日本視覚障害者団体連合
・後援：国土交通省、文部科学省、東京都
・日時：2025年12月23日(火) 13:30~16:30
【参加者数】会場58名+Web167名=225名
(内訳) 国交省、文科省関係者43名、建築設計関係者45名、当事者団体・関係者35名、自治体関係者25名、研究者35名、学生他
- 【セミナー概要】司会：菅原麻衣子(東洋大学)
1. セミナー開催趣旨+当事者参画推進プラットフォーム『TOJISHA-UD』構想 高橋儀平
 2. 建築プロジェクトの当事者参画への期待と意義
 - ① 東京オリパラで実現した当事者参画を全国へ 佐藤 聡(DPI日本会議)
 - ② 大阪・関西万博の当事者参画から 渡部安世(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
 - ③ 視覚障害者団体連合より 三宅隆(日本視覚障害者団体連合)
 - ④ 建築士会全国大会報告事例より 川口孝男(日本建築士会連合会 福祉まちづくり部会)
 3. 「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」田中翔(国土交通省)
 4. 当事者参画設計好事例を学ぶ
 - ① 2020 東京オリパラをレガシーに 工藤登志子(DPI日本会議)
 - ② 視覚障害者団体連合より 逢坂忠(日本視覚障害者団体連合)
 - ③ 名古屋市で実施している当事者参画の仕組みと現状 石井隆司(愛知建築士会)
 - ④ 施設建設への当事者参画の事例から その成果と課題 松橋雅子(秋田県建築士会)
 - ⑤ 大阪・関西万博 日本館の当事者参画の経験 高橋秀通(日建設)
 - ⑥ 水戸市新庁舎整備における当事者参画について 坪井正幸(水戸市役所)
 - ⑦ 府中市新庁舎建設事業における障害者団体の参画について 小川侑太(府中市役所)
 5. まとめ 佐藤克志(日本女子大)

「TOJISHA-UDプラットフォーム」(以下「TOJISHA-UD」)を構築することとした。しか

し建築設計に参画した経験がある障害当事者や受け止めた設計者、発注者(行政等)は本当に少ない。そこで、そのきっかけづくりや橋渡しができないか、というのがTOJISHA-UDプラットフォーム構想である。

私たちは、障害当事者が建築プロジェクトにどうしたら関われるのか、当事者参画を推進したいけど工期に影響するのでは、費用はどの程度かかるのか、どう当事者に接したらよいのか、設計意図や図面を理解していただくためにはどうするのか、当事者の要望を聞いても実現が難しい場合にはどうしたらよいのか、当事者が参画しないと良いユニバーサルデザインはできないのかなど、さまざまな疑問や問いに適切に応えられるTOJISHA-UDが必要と考えた。

当事者参画を推進するために何より必要なのは、当事者、設計者、発注者など関係者の理解と行動である。過去の当事者参画事例を学びながら、だれもが利用や移動などに負担がなく、本人の意思で様々な就労、学び、余暇等の活動に参画できる環境づくりを目指したい。

1.2 当事者参画をめぐる動向と歴史的背景

既に述べたが、今日における当事者参画の機運は、東京2020大会の開催に伴う、障害者の人権や社会的公平性の確保など、国際的にもたらされたものが極めて大きい。結果として、ユニバーサルデザイン2020行動計画やバリアフリー法の改正(2018年、2020年)に繋がっている。2025年5月の建築プロジェクト



写真1 セミナー会場の様子
東京建築士会を主会場にオンラインで配信された

の当事者参画ガイドラインの発出も、いわば東京2020オリパラ大会レガシーとして捉えられる。しかしながらこうした動きは突然現れたものではない。当事者参画による環境バリアフリー化の歴史は1970年代初頭まで遡ることができる。歩車道段差の解消や車いす使用者用トイレの整備から始まり、市庁舎や文化施設、駅や空港、学校へと広がり、2020オリパラ大会を契機に、各種スポーツ施設に確実に拡大している。また、オリパラ以前では当事者参画とは言え、どちらかと言えば意見聴取や意見交換の対象のみであったが、ワークショップ等で一緒に設計図面や模型を検討するところまで来ているようにも思われる。

1.3 当事者参画がもたらす意義

建築環境において「差別的な状況を生み出さない」という基本姿勢に立ったとき、障害者等の当事者参画は、すべてのステークホルダーに大きな価値をもたらす。

設計者にとっては、法基準やガイドラインの背景にある、あるいはそれ以外の個々人の具体的なニーズや想いと直接的に向き合う機会となる。そのため、この機会は設計上必要な一人ひとりの情報の取得に留まらず、自身の仕事の振り返りや設計業務そのものの資質向上に寄与すると考えられる。当事者にとっては、公共空間の設計プロセス、整備プロセスにその一員として加わることにより、社会参加への強いモチベーションを自覚することができ、様々な社会活動に参画するエンパワーメントが得られ、自信へと繋がる。また多様な当事者が一堂に会することにより、自身と他の参加者の主張との違いや共通点が見えてくる。そうした違いや共通点が見えることは行政など発注者側にとっても重要である。当事者理解の出発点ともいえる当事者参画の場は、公共施設におけるUD整備の在り方、市民・利用者、当事者との向き合い方、共生社会の在り様を改めて捉え直す貴重な機会となる。

以上の経験を蓄積することにより、設計現場における当事者参画は、国交省の建築設計標準や自治体の福祉のまちづくり条例では解決できないニーズを、繰り返し議論することで、新たな技術的解決方法の模索に繋がっていくことができるし、次の設計標準の改正に向けて効果的なイクスペリエンスをもたらす。

設計は生き物であるから、同じように設計標準を駆使しても、設計する人によって最適解が大きく変わる可能性がある。

当事者参画はガイドラインには標準図として描かれているもののアウトプットが難しいケース、当事者間の合意が得られにくいケースに特に有効である。当事者参画は建築環境による差別的状況を除去し、設計活動を豊かにすると確信している。

1.4 TOJISHA-UDが果たすべき役割

TOJISHA-UDの当面のタスクは、

- ①相談事業：当事業の中心に位置するもの。プライバシーに配慮しながら、当事者参画に関わる当事者、行政、設計者からのあらゆる相談を受け付ける。当事者参画の運営、UD計画、設計、技術的助言などを想定。一部人材派遣。
- ②人材育成：当事者参画推進セミナー、研究会の開催により、当事者参画の意義と経験を伝えられる人材養成。学会会員はもとより、当事者、行政、設計者、関係者に当事者参画の意義と国交省当事者参画ガイドラインの周知を高める。
- ③情報提供：国、自治体の慣例法令情報、建築設計標準、ガイドラインの解説や当事者参画好事例紹介（国立競技場、水戸市、府中市新庁舎）。調査研究、参考文献「当事者参画論（未来型UD戦略特別研究委員会）」ほか紹介、人材紹介など。

とりわけ、②の相談想定では、当事者参画の必要性は十分理解できるが、「工期や費用にどう影響するのか」「参加者に謝金を支払

わないといけないのか、その予算を確保できていない」「視覚障害者に建築図面を理解してもらうための方法は」「実現が難しい要望にどう対処すべきか」「参画といってもどの段階までなのか」「誘導基準ではいけないのか」といった多くの意見が想定される。

そこでTOJISHA-UDでは、こうした問いに適切に応え、当事者と現場を繋ぐ「橋渡し」の役割を担うこととする。行政の計画・判断力、当事者の主体的な行動力、設計者の想像と創造力、すべてに関わる共創と共感を融合させることがTOJISHA-UDの目的である。

1.5 信頼を基盤とした運営体制と今後の展望

TOJISHA-UDの運営にあたっては、日本建築士会連合会、福祉のまちづくり学会、DPI日本会議、日本視覚障害者団体連合などの当事者団体と緊密に連携し、事務局を日本福祉のまちづくり学会内に置く体制である。

相談事業において最も重要なのは「信頼性」である。プラットフォーム独自に登録するTOJISHA-UDアドバイザーによる公平かつ中立な判断を担保するため、相談時には個人の判断ではなく事務局コアメンバーで検討し、回答案を練り上げる体制を構築する。図1は現在検討段階の相談フローであるが、相談しやすいフォーマットや守秘義務の徹底が要となる。2026年度からの運用を目指しているが、メール相談やWeb相談会に加え、公開セミナーや研究会を通じて継続的な改善を進めていく。セミナーも可能な限り東京だけではなく他の地域で定期的開催したい¹⁾。最終的には、地域の建築プロジェクトに直接貢献できる「地域の相談者」「地域の当事者」を養成していくことが狙いである。バリアフリーやUD設計を推進していくときには障害当事者等の参画が当たり前となる建築業務の実現に向け、皆様のご協力をお願い申し上げます。

- 1) 2026年6月26日13:00~17:00第2回TOJISHA-UDプラットフォームセミナーを大阪府豊中市地域共生センターを主会場にハイブリッドで開催します。国交省「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」の解説ほか、「大阪・関西地域における建築プロジェクトの当事者参画最前線」をテーマとして多くの好事例を紹介します。

(高橋儀平)

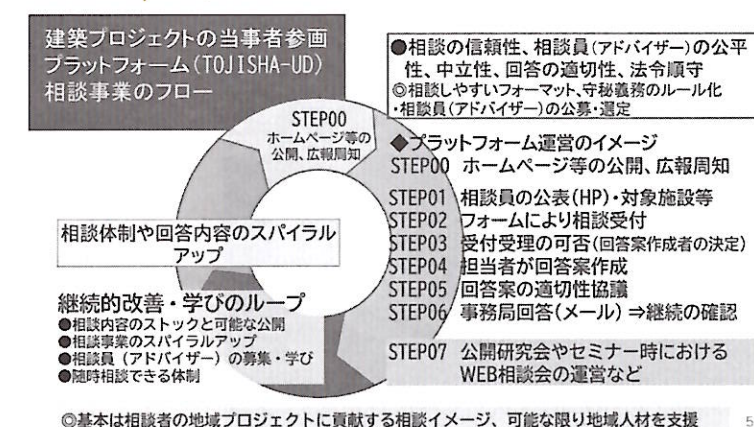


図1 TOJISHA-UD プラットフォーム相談事業フロー案

2. 建築プロジェクトの当事者参画への期待と意義

国立競技場や大阪関西万博などに当事者として関わった佐藤氏、渡部氏、三宅氏と、設計士として関わってきた川口氏にご講演頂いた。

2-1. 東京オリパラで実現した当事者参画を全国へ

(佐藤聡氏 DPI日本会議)

今まで様々な競技場やコンサートホールに行ってきたが、一つも満足できるものがなかった。車椅子席がなかったり、あっても端っこだったり。前の人が立ち上がると全く見えなくなる席がほとんどだった。

改修前の東京ドームは、車椅子席だけなぜかシートで覆われている。そのシートの中で観戦するのだが、車椅子ユーザーの後ろに同伴者は座るので、一緒に楽しむことができない（図2-1）。

2017年に東京体育館に行ったが、手すりが見えなかった（図2-2）。さらに、前の人が立ち上がると全く見えなくなってしまう（図2-3）。車椅子ユーザーに聞くことなく作った結果だと思う。このような競技場が日本には多い。千葉マリンスタージウムでも、手すりが邪魔でバッテリーが全く見えなかった。

2007年に甲子園球場が改修された際には、

車椅子席を35席に増やしてもらい満足していた。しかし、2013年にアメリカのヤンキースタジアムに行って衝撃を受けた。車椅子席が1000席以上あり、どこからでも観戦することができる。さらに、前の人が立ち上がっても問題なく見える。アメリカでは「ADA Accessibility Standards」でサイトラインを確保することが定められていたが、当時の日本にはそのような基準はなかった。

また、アメリカでは障害者と健常者を分離することなく、入口や動線が一緒であった。日本では車椅子ユーザーは非常口や関係者口など特別なルートを案内されることが多い。

国立競技場での当事者参画を経験して、できるだけ早い段階から障害当事者の意見を反映させることが非常に重要だと感じている。早ければ早いほどやれることは多く、遅くなれば遅くなるほどやれることがなくなってしまう。さらに、多様な当事者を参画させることも重要である。その多様な人たちや設計士が同じ場で話をすることで、利害が対立する場合でも、建築的に困難な場合でも、なんらかの解決策を見出すことができた。

最後に、私たち障害者側にも、知識が必要だということを感じた。常に新しい知識や良い設計を見て意識を高め、トライ&エラーを繰り返していかなければいけない。



図2-1 東京ドーム



図2-2 手すり邪魔



図2-3 前の人が立ち上がると何も見えない

2-2. 大阪・関西万博の当事者参画から (渡部安世氏 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

万博には聴覚障害の当事者としてガイドラインの策定に関わったが、多様な聴覚障害当事者の参加が1名のみで十分といえない参画だったことを残念に感じている。また、開幕前にガイドラインが遵守されているかの

チェックの機会がなく、ガイドラインで足りない部分をカバーする運営対応の検討に当事者が関われないまま開幕を迎えてしまった。

開幕後は39回訪れてほぼ全てのパビリオンを視察したが、聴覚障害者へのアクセシビリティが不十分であった。例えば、入場ゲートでは音声案内しかなかったり、パビリオンの映像に字幕がなく、あったとしても小さかったり、英語のみであった。万博HPでパビリオンの手話通訳を検索すると0件であり、会場内のアクセシビリティセンターでも手話通訳を把握されていなかった。当センターでは、会期途中から手話通訳者がいたが、土日の9～17時までの限定した対応であり、HPでも周知されていなかった^{注1)}。ヒアリンググループの設置も8月中旬になってようやくホームページで紹介されたが、イベント情報と繋がりのないページで紹介されていて分かりづらかった。また、現地での座席表にも書かれておらず、さらにスタッフの案内も足りず、ヒアリンググループを必要とする人がその席に座れないという状況があった。EXPOホールでは壁に上から下まで布が1枚1枚垂らされ文字が投影されていたが、シュレッダーをかけたように文字が切れ、視認性が悪くなっていた。その他にも、万博の屋外ホールで行われていた様々なイベントでは文字情報がなく、手話もなく、どのようなイベントなのかが全く分からず、取り残された気持ちになった。

このようになった要因は、当事者参画がガイドライン策定だけで、建築や運営に関わらなかったことだと考えている。ガイドライン策定から運営段階まで当事者が関わることで、ハード面では対応できないことはソフト面でカバーするなど途切れない対応を検討できるのではないだろうか。

情報を得られないことは、人として生きていくうえで大きな影響を与える。「これくらい伝わってなくてもいいだろう」ではな

く、情報アクセシビリティ施策推進法の目的と理念を認知してもらいたい。今後の当事者参画においては、手話言語の人と残存聴力を活用する人、最低でも計2名の聴覚障害者の参画を強く希望する。また、建築やサウンドスケープなど専門知識をもつ当事者の参加も望まれる。今回の万博での記録を公式に残し、エビデンスある資料として次に活かしてもらいたい。

最後に、私達もマイノリティ生活の中でできてしまうリミッターというものを外して、私たちが本当に望むこと、夢と理想を言葉にすることが大事で、それが本当の共生社会への原動力となると感じている。

注1) 万博HPによると9～18時で遠隔手話通訳があったが、通信状況に左右されたため、会期中途から手話通訳者の設置となった。

2-3. 大阪・関西万博の当事者参画から (三宅隆氏 日本視覚障害者団体連合)

視覚障害の立場から、新国立競技場での取り組みについてお話しする。新国立競技場では、設計段階や基本設計段階から、本当にたくさんの意見を聞いていただき、しかもそれを反映していただいた。私達も過去にも、全盲やロービジョンなど様々な見え方をする人の意見を伝えてきたが、結局は全盲者中心に考えられてしまうことが多かった。もちろん新国立競技場でも全盲者の意見を伝えて採用されたが、さらに、サイン計画などロービジョンの視点に立った意見も採用していただいた。「見えない」だけでなく、「見えづらい」人の意見も検討して反映させたことが、新国立競技場の特徴ではないだろうか。国立競技場のUDワークショップは、もちろん「会議」の場があったが、あわせてモックアップなどを用いて実際にどのような状況になるかということを様々な示していただいた。例えば、ロービジョンにとっては遠くや高いところにあるサインは非常に見えづらい。目線の高さでな

るべく近くになるようにサインの位置を検討してもらった。それが結果的には、他の障害や高齢の方にも見やすく非常に感謝されているという声が、私の耳にも届いている。こういったことが実現できたのも、早い段階から意見を伝えることができたからだと思っている。

意見交換の場では、視覚障害者を取り残されることなく円滑に議論できる工夫もされた。資料を事前に頂き、その資料もテキストデータで音声読み上げソフトに対応したものであった。

今回の意見交換の場は、障害がある方や設計士など様々な人が一同に会した。直接意見をやり取りできたおかげで、それぞれの困りごとや考え方をお互い知ることができ、私自身もたくさんの学びを得ることができた。本当にこのような機会に参加させていただいて有難かった。

これからの当事者参画に期待することは、私自身が新国立競技場のプロジェクトで一番印象に残った、「最初の設計段階から様々な立場の当事者を参加させて議論をすること」である。出来上がってから意見を求めると、変更もできないし、追加も難しくなる。

最後に、新国立競技場で実現できなかったことで今後に期待することは、当事者の参画が設計段階で終わるのではなく、その後の運用面にまで長く関わっていくことである。

2-4. 建築プロジェクトの当事者参画への期待と意義

(川口孝男氏 日本建築士会連合会まちづくり委員会福祉まちづくり部会)

建築士会の全国大会で報告された、当事者参画の事例を紹介する。

①徳島県

鳴門市の「ユニバーサルデザイン点検会をすすめる会」では、行政や建築士、専門家アドバイザー、市民が実施体制を組み、公共施

設などを訪問してユニバーサルデザインの視点から点検会、ワークショップを開催している（図2-4）。この活動から出た意見を条例にフィードバックし、実際の改修にも結び付けている事例もある。

②宮崎県

2027年の国体、全国障害者スポーツ大会に向けて整備される三つの施設で当事者参画を行った。しかし、実施設計が終わってから当事者参画が行われたので、意見を反映させるには時間的に限界があり、どの時期から参画すべきなのかという課題が見えた。建築士の知識や行政側の姿勢にも、課題が残った事例である。

③兵庫県

計画中の図面チェックや利用開始後の現地チェックを福祉まちづくりアドバイザー（利用者アドバイザー＋専門家アドバイザー）が行う「チェック&アドバイス制度」がある。利用者アドバイザーには、障害当事者が含ま

れている。基準に沿ったバリアフリー対応が「あればいい」という考え方から発展させ、本当に必要で使いやすい、誰も取り残さないことを重視してアドバイスをしている。そのアドバイスが反映された建物については、「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定を与えている（図2-5）。

④京都府

障害者とともに、三十三間堂（図2-6）のバリアフリー調査を行った。歴史的建造物特有の物理的なバリアに加えて、人が混み合う施設に対して車椅子利用者が感じてしまう心理的なバリアも指摘された。心理的なバリアは直接当事者に聞かなければ気付けないことで、建築士にとって非常に有益な情報であった。ハードの対応にとどまらず、ソフトの対応の必要性についても発見の多い調査であった。

⑤三重県

中部国際空港と津市を結ぶ高速船舶では車椅子席が決められていて（図2-7）、同行

者と離れて乗船しなければならないことが、民間企業と市民グループが連携した活動の中で発見され、協議の結果、船舶会社の理解を得られ改善された。

以上の5つの事例から考えると、単にバリアフリー基準を遵守しただけ、あるいは合理的配慮の提供だけでは真に使いやすい空間は実現できないのではないかと感じている。また、一人ひとりの細かなニーズに向き合う設計アプローチも必要だと考えている。従来の設計では見落としていたことが、当事者参画を経て早く気づくことで、誰もが等しく利用でき、誰も取り残さない施設というものが計画可能になるのではないかと認識をしている。また、社会的に弱い立場にある高齢者や障害者の声を丁寧に拾い上げて設計条件に翻訳する能力が建築士に望まれているのではないだろうか。デザインに翻訳することによって誰もが使いやすく、長く愛される建築になる。

（2章記録：高橋未樹子）

3. 建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン

田中翔（国土交通省住宅局）

3.1 はじめに

国土交通省では、建築物のバリアフリー化を一層推進する観点から、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を令和7年5月に公表しました。本節では、その策定背景を踏まえつつ、当事者参画の意義、期待される効果、実務で押さえるべき進め方を整理します。自治体、建築主、設計者、施工者、施設管理者、関係団体等が、建築プロジェクトの各段階で当事者参画を位置づける際の共通の土台として活用できるよう、ガイドラインの要点を概説します。

3.2 ガイドライン策定の背景

建築物のバリアフリー化は、法令に基づく基準への適合を基本としつつ、実際の利用実態に応じて質を高めていくことで実効性が高まります。令和7年6月に施行した、便所、駐車場、劇場等の客席に関する建築物のバリアフリー基準の改正等を踏まえて「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）を改正しました。今回のガイドラインは、その改正とあわせて、建築プロジェクトにおける当事者参画の考え方と進め方を整理するものとして位置づけています。

建築設計標準は、設計実務における参考図書として、全国で共有されるべき共通の設計指針です。他方で、施設ごとの想定利用者、利用頻度、運営方法、立地条件、既存ストックの状況などにより、実際に解決すべき設計課題は大きく異なります。図面や仕様書の検討だけでは、移動のしやすさ、情報の受け取りやすさ、案内の分かりやすさ、非常時の不安の有無など、利用場面に即した課題を十分に把握しきれないことがあります。バリアフリー基準と建築設計標準への適合と実際の使いやすさとの間にずれが生じる場合があることが、当事者参画の必要性を高めてきました。

また、建築物のバリアフリー施策を進めるに当たっては、高齢者や障害者等の視点を計画や設計に適切に反映することが重要な課題として認識されてきました。学識経験者や障害者・高齢者団体等も参画する検討の場において、当事者参画を実務の中でどのように位置づけるかが議論されてきたことも、今回のガイドラインの策定の背景にあります。当事者参画の必要性そのものは広く共有されつつある一方、誰が、いつ、どのように参画し、出された意見をどう扱うのかについては、現場ごとに手探りの状況も少なくありませんでした。



図2-4 鳴門市ユニバーサルデザイン点検会をすすめる会



図2-6 京都府三十三間堂

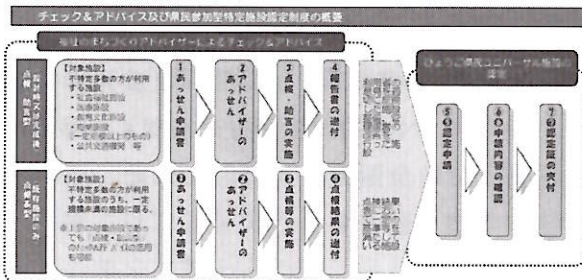


図2-5 兵庫県チェック&アドバイス制度



図2-7 決められた車椅子席

このため、当事者参画を一過性の取組にとどめず、実務の中で着実に機能する手法として普及させるには、基本的な考え方、実施方法、留意事項を共通言語として整理することが必要でした。ガイドラインは、建築プロジェクトの質を高めるための実務的なプロセスとして位置づけ、関係者が計画的に取り組むための基礎を示すものです。

3.3 当事者参画の意義と期待される効果

ガイドラインにおける「当事者」とは、高齢者、障害者等を含む全ての施設利用者を指します。また、「当事者参画」とは、建築プロジェクトのプロセスにおいて、当事者が意見表明や意見交換を行い、ワークショップ等に参加することなどを通じて、施設の整備・運営の完成度向上に関与することをいいます。不特定多数が利用する建築物や、主として高齢者・障害者等が利用する建築物を対象としており、公共建築物、民間建築物の別を問わず活用が想定されています。

当事者参画の意義は、設計者、建築主、施設管理者だけでは把握しきれない利用上の課題を、実際の経験や行動に即して捉えられることにあります。例えば、ある設備が法令や標準に適合していても、利用者にとって操作しにくい、移動経路が分かりにくい、サインが必要な場面で十分に機能していないといった課題は、図面上の検討だけでは表れにくいものです。利用者の視点が加わることで、計画段階では想定しきれなかった場面や条件を具体的に把握しやすくなります。

また、当事者の視点は、使いやすさや分かりやすさにとどまらず、安全性の向上にもつながります。段差や勾配、設備の位置、視認性、待機スペースの確保、案内情報の伝わり方などは、利用者の属性や状態によって評価が分かれる場合があります。多様な当事者の意見を踏まえることで、特定の条件に偏らず、より多くの人が利用しやすい建築環境の実現につながります。こうした視点を企画や

設計の早い段階から反映することは、竣工後に顕在化するミスマッチや追加改修、運用面での過度な補完対応を抑えるうえでも有効です。

さらに、当事者参画には、事業者等と当事者の相互理解を深める効果があります。事業者等にとっては、当事者のニーズや背景、日常的に直面している困難への理解が具体的に進みます。当事者にとっても、施設整備には予算、工期、法令、構造、管理運営上の制約が伴うことや、プロジェクト全体の成り立ちへの理解が深まります。当事者間で意見が一致しない場合であっても、参画の場を通じて考え方や優先順位を共有することで、より納得感のある現実的な解決策を探りやすくなります。こうした過程は、供用後の検証や見直しを含めた継続的な改善にもつながります。

3.4 ガイドラインの主なポイント

本ガイドラインは、建築プロジェクトにおける当事者参画の自発的な実施を促進するためのものです。ここでいう参画は、単発の意見聴取を行うことではなく、企画から設計、施工、供用後の運用までを見通したプロセスとして組み立てることが基本となります。ある段階で得られた意見を次の段階に確実に引き継ぎ、竣工後の改善にもつなげるという考え方が重要です。

まず基本的な考え方として、参画の目的を明確にすることが必要です。何のために当事者参画を行うのかが曖昧なままでは、求める意見の範囲が定まらず、参加者に過度な期待や負担を生じさせるおそれがあります。例えば、基本構想では施設整備の方針や重視すべき利用場면을共有することが主眼となり、設計段階では動線、設備配置、案内計画等の修正に資する意見を求めることが中心となります。段階ごとに論点を整理し、どの程度まで反映可能かをあらかじめ示すことで、実効性の高い参画につながります。

次に重要なのは、可能な限り早い段階から、

かつ各段階で適切に参画を位置づけることです。建築プロジェクトでは、後の段階になるほど変更の自由度が小さくなり、工期やコストへの影響も大きくなります。そのため、修正可能性が高い時期に当事者の視点を取り入れることが効果的です。公共建築物であれば、要求水準書や事業計画、条例等に当事者参画の実施を位置づけることにより、その後の提案や実施が行いやすくなります。

参加者の考え方については、特定の一人の意見のみで当事者全体を代表させないことが重要です。高齢者、障害者等といっても、身体状況、認知特性、利用頻度、介助の有無などによって必要とする配慮は異なります。したがって、できるだけ多様な当事者の視点を踏まえ、必要に応じて複数の団体や利用者層から参加を得ることが望まれます。あわせて、事業者等の都合で参画を求める相手を恣意的に選ぶのではなく、参加者の選定に公平性が確保されるよう配慮することが必要です。

参画の運営に当たっては、「公平性」「透明性」「効果検証」という基本原則を意識することが求められます。公平性とは、人選や意見の取扱いに偏りが生じないようにすることです。透明性とは、プロジェクトの前提条件、検討の対象範囲、出された意見への対応方針を共有し、対応が困難な事項がある場合にはその理由を説明することです。効果検証とは、どのような意見が出され、どのように対応し、その結果どのような改善につながったのかを整理し、次のプロジェクトにも生かせる形で記録・共有することです。

実施方針の作成の段階では、事業者等が当事者参画の基本的な考え方を整理し、実施対象、目標、方法、実施時期を定めておくことが望まれます。あわせて、必要な工期や予算を確保し、参画の場の設定を含めて段取りを整えることも重要です。当事者参画における、設計者、施工者、施設管理者等の間での

役割分担を明確にするとともに、次の段階（設計段階から施工段階へ、施工段階から運営段階へ）に意見をどう引き継ぐかも含めて見通しを持つことが必要です。

参画の方法は一つではなく、段階や目的に応じて組み合わせることが考えられます。ワークショップは、当事者同士や事業者等との意見交換を行いながら、課題や優先順位を共有する方法として有効です。これに加え、現地確認、類似施設見学、アンケート、ヒアリング、説明会等を適切に組み合わせることで、参加しやすさや把握できる情報の幅が広がります。図面だけでは理解しにくい内容については、模型、平面図、写真、イメージ図、実寸見本などを用い、参加者が意見を述べやすい条件を整えることが重要です。

各段階での進め方を見ると、基本構想・基本計画段階では、施設の基本的な方針を共有し、どのような利用者を想定し、どのような利用場面に重点を置くかを整理することが中心となります。ここでは、ユニバーサルデザインを整備目標に位置づけることや、工期や予算変更を伴う提案を含めて検討する余地があります。基本設計段階では、施設の設計概要、アクセス、動線計画、車椅子使用者用便房等の設備の配置、案内計画などについて、図面の修正が可能うちに意見を求めることが有効です。実施設計段階では、設備内容の詳細、段差解消、案内設備の考え方など、より具体の設計内容に関する確認を行い、詳細図面への反映を検討します。

施工段階では、設計図書どおりに整備されているかを前提としつつ、設備の取付位置、サインの表示方法、操作部の高さや見え方など、現地で実際に当事者等に確認いただく方法が効果的です。この段階では、モックアップや実寸見本を用いた確認が有効であり、施工初期や中期においては、施工期間中に修正対応が可能かどうかを確認することも考えられます。さらに、設計段階で出された意見へ

の対応状況を共有し、どの事項が反映され、どの事項が難しかったのかを明確にすることも重要です。維持管理・運用段階では、施設管理者や運営者に対して、当事者参画で得られた意見と対応状況を適切に引き継ぐとともに、運営開始後に見つかった新たなニーズや課題を把握し、改善につなげる場を設けることも考えられます。

実施上の留意点としては、まず情報提供のあり方が重要です。参加者には、プロジェクトの全体像、法令上・構造上・予算上の制約、各段階で求める意見の範囲を事前に説明し、検討の土台を共有する必要があります。前提条件が共有されないままでは、意見交換がかみ合わず、反映の可否をめぐる齟齬も生じやすくなります。また、参加者が発言しやすい環境を整えることも欠かせません。進行方法、資料の見せ方、会場や実施環境への配慮、必要に応じた支援の手配などにより、多様な参加者が意見を述べやすい運営とすることが重要です。

意見の反映については、全てをそのまま採用することを前提とするのではなく、採用できる事項、継続検討する事項、採用が困難な事項を整理し、その理由を丁寧に説明することが求められます。実現が難しい事項がある場合でも、なぜ難しいのかを明らかにし、可能であれば代替案を検討することで、参画の納得性は高まります。意見が反映されたか否かだけでなく、どのような判断過程を経たのかを共有することが、透明性の確保につながります。あわせて、記録や写真の取扱い、個人情報への配慮、守秘義務の扱いなど、運営ルールを事前に整理しておくことも、公平で安定した参画の実施に資します。

さらに重要なのは、当事者参画を一度限りの機会で終わらせないことです。供用開始後の検証や見直しを通じて、当初の想定と実際の利用との違い、新たに生じたニーズ、改善の効果を確認し、次の改修や他のプロジェク

トへ知見をつなげる視点が求められます。記録の蓄積と共有は、個別プロジェクトの改善にとどまらず、当事者参画の進め方そのものを洗練させる基盤となり得ます。

3.5 実務への活用と今後に向けて

当事者参画は、バリアフリー基準の適合を前提としながら、施設固有の利用実態を踏まえて建築環境の質を高めるための実務手法です。本ガイドラインは、参画の目的、時期、方法、意見の扱い方を整理し、関係者が共通認識の下で取組を進めるための参考となるものです。まずは取り組みやすい方法から着手し、実施結果を記録し、供用後の検証を重ねることで、より実効性の高い参画へと発展させていくことが期待されます。国土交通省としては、本ガイドラインの考え方が広く共有され、建築プロジェクトの各段階に当事者参画が着実に定着していくことを期待しています。

(田中翔)

4. 当事者参画設計好事例を学ぶ

当事者・設計者・行政のそれぞれの立場から、当事者参画による施設整備の好事例についてご報告いただいた。

4-1. 2020東京オリパラをレガシーに

～当事者参画の重要性～

(工藤登志子氏 DPI日本会議)

工藤氏は、進行性の難病により20代で車いす生活になった自身の経験に基づき、当事者参画の重要性について述べた。

障害の進行に伴い、車いすになったときは、行ける場所がかなり限られるようになり、障害者になったことで、まるで別の世界に迷い込んだような気持ちになった。しかし、2015年にアメリカへ旅行する機会があり、どこにでも車いすのアクセスルートが確保されていて、行けない場所がないぐらい、ユニバーサルデザインで設計されている街中を直接見て、大きな衝撃を受けた。日本では、車いす

でどこへ行けるのかといったことばかり気にしていたが、アメリカに行ったら、自分が車いすに乗っていることを忘れるぐらい、本当に自由にどこへでも行けた。

2016年にボストンへ留学した時に、マサチューセッツ湾交通局でインターンをしていたが、当事者がアクセシビリティを専門に扱う部署があり、いろいろな障害種別の当事者がいて、駅の設計、苦情受付、モニタリング調査、職員への研修などを担当していた。その部署ができたのが2000年代であり、当事者参画の仕組みが日本よりかなり早く進んでいると感じた。

日本では東京2020オリパラ大会を契機に当事者参画が大きく前進した。新国立競技場のUDワークショップは、多様な当事者、設計者、施工業者が参加し、全21回に及ぶ議論を交わす、これまでにない新たな取組だった。前半は設計図面を見て意見交換を行い、後半は実際のモックアップを使ってテストを行った。毎回、守秘義務契約を交わして、かなり細かいところまで図面を見せていただいたので、一方的にできませんということだけではなく、どういう理由でそれができないのかとか、他にどういう方法があるのかといったところまで議論ができたことがとても良かった。

また、いろいろな障害種別の当事者が同時に議論できたことも良かった。例えば、点字ブロックは車いすユーザーにとって通りにくいことがあるが、これもモックアップを用意し、形状や凹凸の高さが違うものを実際に試してみ、車いすと視覚障害者の双方が許容できる2.5mmの高さに調整することができた(図4-1)。

一方で、新しいことにチャレンジしたことで失敗したこともあった。ドリンクホルダーの位置について、片麻痺の方を考慮し、真ん中に付けたが、真ん中だと邪魔になることが後からわかった。また、トイレの手すりの施

工ミスなど、タイトなスケジュールのため、完成後の確認や手直しをする時間が取れなかったことが残念だった。

最後に、障害当事者はバリアを見つけるエキスパートである。障害者が使えるものは全ての人にとっても使えるものであるので、障害者の声を大事にしてほしい。どちらか一方が強引に要望を通すのではなく、双方が建設的に話し合える場をつくるということが一番大切だと思う。



図4-1 新国立競技場の点字ブロック

4-2. 「新秩父宮ラグビー場 整備計画の概要」～設計段階における2年と8カ月の検討を振り返る～

(逢坂忠氏 日本視覚障害者団体連合)

逢坂氏は、視覚障害者団体の代表として新秩父宮ラグビー場の整備計画に関するUDワークショップに参加し、自分自身の反省点と今後の課題について述べた。

秩父宮ラグビー場は1947年の建設から75年が経過して老朽化が進んでおり、耐震補強とともに、ユニバーサルデザインの導入や多様化するニーズへの対応が求められていた。

UDワークショップは、設計段階の検討として6回開催された。来年からは施工段階の検討へ入る予定である。様々な障害の当事者団体が参加し、座席の配置や数、通路の幅、授乳室やキッズスペースなどについて、それぞれの立場から意見が出された。

自分自身はスポーツを見に行くという経験がなかったので、他の方の意見を聞きなが

ら、自分なりにイメージし意見を述べた。ただ、自分のように全盲の場合、大きな施設に行けば人に頼ることが普通のことだが、ロービジョンの方だと、単独で行動し、屋内も自力で移動したいという方もいるかもしれない。そういった方にとって、この屋内の環境が行動しやすく作られているかという点について、十分にチェックができなかった。

また、「人の対応」は、一見確実な方法のようであり、誘導の仕方など人により対応が異なることや、誘導される方も歩き方や人へのつかまり方など個人差があるので、そこに相性のようなものが生まれてしまい、トラブルを生む元になりかねないという心配がある。

そのため、来年から始まる施工段階の検討では、ロービジョンの方にも参加していただくということと、「人の対応」に関してよりよくするために、マニュアルの作成といったことも含めて検討できればと思う。

設計段階の検討において、災害時の対応ということも議論したが、施工段階の検討では、1万人近い観客が集まる空間で混乱が生じないよう、最善の誘導方法について、シミュレーションなどしながら検討できたらと考えている。

4-3. 名古屋市で実施している当事者参画の仕組みと現状

(石井隆司氏 愛知建築士会)

石井氏は、名古屋市が全国に先駆けて取り組んでいる当事者参画の仕組みの現状と現場の課題について報告した。

名古屋市では、個別案件ごとに行われていた当事者参画を全庁的な取組として進めるため、バリアフリー整備相談支援事業を立ち上げた。その事務局（図4-2）を愛知建築士会が担っている。事務局を常設することで、従来は案件ごと、所管課ごとにばらつきがあった当事者意見の聴取の漏れや、障害やバ

リアフリーに関する理解不足を改善するとともに、事例や知見を蓄積・共有することにより、次の整備に活かすことを目指している。

実際に事務局として事業を運営する中で、次の3つの課題が見えてきた。

第一に時間と頻度の限界である。1年間に約15～20件の案件を月1回の会議で処理するため、1件あたりの検討時間が30分程度になり、深い議論ができず、消化不良のような状態になる。

第二に情報の伝達のハードルである。視覚障害者向けに音声の説明や立体コピーを用意したり、聴覚障害者向けに手話通訳や文字起こしを用意したり、図面以外の様々な方法でコンセプトを正しく伝える作業は想像以上に困難である。

第三に構造や予算の制約である。特に改修工事においては構造的に改修が不可能な場合も多く、建築知識のない当事者に納得してもらうことの困難さがある。また、要望に応じるために予算の確保が必要な場合、設計者だけで判断できない。

現状では「検討します」という回答しかできない。満足のいく成果を得るためには、工期や予算を十分確保することが必要だと強く感じている。今後も経験を積み重ねながら、よりよい当事者参画の形を模索していきたい。

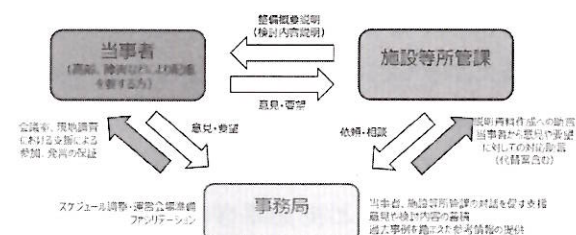


図4-2 事務局の役割

4-4. 施設建設への当事者参画の事例から、その成果と課題

(松橋雅子氏 秋田県建築士会)

松橋氏は、約30年前に秋田県の旧鷹巣町（現在は北秋田市）で実施された高齢者福祉施設

「ケアタウンたかのす」の建設プロジェクトを例に、当事者参画の成果と課題について報告した。

当時の町長の呼びかけで、住民参加の町づくりワーキンググループをつくり、福祉と医療の問題を掘り起こし、できることは自分たちで解決していこうという活動を行っていた。この活動の中で、住み慣れた家で、地域で暮らし続けるため、サービスだけでなく施設も必要だという意見が出され、このような施設の建設を提言した。自ら提案したことに責任を持つという考えから、ワーキンググループで要望をまとめ、施設計画にも具体的な提案を行うとともに、その提案が活かされているか完成前に確認したいと要望した。

その結果、建設途中の居室を先行して完成させ、モデルルームとして開放し、チェックを行う現場見学会（ケアタウン探検隊）が実現した。1週間の期間中に町内から約700人の住民が参加し、実際の空間をチェックした。全部で90項目に及ぶ具体的な意見や要望が出された。これに対し行政は、できること・できないことを精査し、できない場合もその理由を丁寧に説明し、住民の理解を得た。

こうしたプロセスを経て完成した施設は単なる高齢者施設ではなく、まちでの暮らしの延長線上にある「新たな市民生活の場」となり、当事者参画による大きな収穫となった。

この施設建設から30年以上が経っているが、こうした当事者参画は、まだノーマルな取組になっていない。特に地方の行政になると公共施設建設の予算確保には限界があり、また時間がかかるため、当事者参画に消極的な自治体が多い。そのため、当事者参画のガイドライン等の充実や国の積極的な提唱による後押しが必要である。

4-5. 大阪・関西万博 日本館の当事者参画の経験（高橋秀通氏 日建設計）

高橋氏は、大阪・関西万博の日本館におい

て、設計のチーフとして関わったユニバーサルデザインワークショップ（UDWS）の経緯と成果について報告した。

日本館は「いのちと、いのちの、あいだに」というコンセプトを掲げ、循環をテーマにしている。建物もCLTという木の板を円形に並べ、その循環を体現したものになっている。また、会場の中の生ゴミを集めて発電するゴミ処理プラントが入っており、これも食物が形を変えていくという循環を象徴している。そのプラントが1階部分に入り込んでいて、円形に沿って外側に回廊があり、来館者は、その回廊を入口から2階まで緩やかなスロープで徐々に上がり、2階から出口まで徐々に下りていくという立体的な構成をしている。

万博には、ユニバーサルデザインガイドラインがあり、その中でUDWSの開催が積極的に奨励されており、日本館、大阪ヘルスケアパビリオン、催事場、全体計画の4つがUDWSの対象となった。基本設計、実施設計の段階、さらに施工の段階でワークショップを実施した。

UDWSのメンバー構成は、国交省が事務局で、学識経験者、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者、知的・精神・発達障害者、LGBTQ、子育て世代といった方が集まり、20～30名程度の会議体を開いた。

設計段階では、建物全体、スロープ、誘導設備、トイレなどをテーマに議論をした。UDWSとしては全6回で、それ以外に参加できなかったメンバーへのフォローアップ、個別のヒアリング、参考事例の視察、近畿技術研究所でのスロープの実証実験などを実施しながら進めてきた。施工段階では、設計で決めた内容を実際の現地で確認した。主なテーマは、スロープ、誘導設備、トイレなどである。UDWSとしてはモックアップを使った検証を含め5回実施した。

UDWSを進める上で、設計図面を視覚障害者に理解してもらうために、立体模型

(図4-3)や立体コピー図面を用意した。また、聴覚障害者への配慮として、会議中の自動文字通訳や手話通訳、知的障害者への配慮として、説明資料で難しい表現は使わない、ルビを付けるなども行った。

実際にUDWSで議論された主な内容は以下のとおりである。

①高低差の解消 (EV→スロープ)

ガイドラインでは、約3mの高低差の解消のため、エレベーターの設置が望ましいとなっているが、本当にそれでいいのかという議論を行った。その結果、エレベーターで動線を分けるのではなく、みんなが同じルートで経験を共有する方が望ましいということを理解していただき、1/20の緩やかなスロープで展示空間を巡っていけるような計画とした。

②視覚障害者の誘導

ガイドラインでは、敷地境界から建物の出入口付近に配置された案内所まで点字ブロックで誘導することを求めている。しかし、日本館は、入口が1つでなく、入口前の待ち並びも日や時間帯によって変わるため、案内の方法が課題となった。議論の結果、敷地内に入ってすぐのところに触知案内板を設置し、そこまでは点字ブロックで誘導を行い、その先は、入退場ルート上に手すりや白杖用のガイドを設け誘導を行うこととした。

具体的には、通路端部の床面から50mm立ち上げたレールガイドを設置し、白杖で確認しながら進めるようにした。また、立ち上がり確保できない箇所には、床面から3mm立ち上げた2本のラインガイドを設け、誘導が途切れないようにした。これらの誘導方法については、モックアップによる検証を行い、立ち上がりの高さや本数を確認した。

③スロープ

ガイドラインでは、路面の色を変えることとスロープの前後に点字ブロックの設置を求めている。それらもモックアップを用いて確

認した。しかし、視覚障害者からは、点字ブロックがあると立ち止まってしまう、万博のような多くの人がいる状況では、後ろから押される危険がある。1/20程度の緩やかなスロープであれば、点字ブロックは必ずしも必要ではないという意見をいただいた。

また、踊り場の仕上げをざらざらにして認識しやすくするという案については、歩行困難者にとってつまずきやすく危険だという意見が出された。

これらの意見を踏まえ、点字ブロックは設けず、踊り場境界の120mm幅の色分けで注意喚起を行うこととした。

④トイレ

4か所のトイレがあり、全部をオールジェンダーにするという話も出ていたが、国籍や文化、習慣の違いを考慮し、オールジェンダートイレを1か所、男女別のトイレを2か所、車いす利用や介助を想定した大きめトイレを1か所設ける計画とした。

トイレ内の誘導について、ガイドラインでは小便器と便房のドアの前に点字ブロックを設置することが望ましいとなっている。UDWSでは、小便器前、便房前に設置する点字ブロックなどのモックアップを作成し議論を行った。その結果、点字ブロックは汚れや滑りなどの懸念があり、視覚障害者は壁を一方方向にたどっていくことで位置を確認できることから、点字ブロックを設置しないこととなった。

最後に、UDWSを通して気づいたこととしては、条例やガイドラインが余計な制約になっている場合もあると思う。実際には、ある人にとっては有効な配慮が、別の障害者にとってはかえって使いにくさや危険につながる場合もある。設計は1回限りで、それぞれ条件も作るものも違う。一律の規定を当てはめるのではなく、ワークショップを通して、当事者の方と話をし、その場での最善策を考えることが一番大事ではないかと感じた。

今後、UDWSを進める設計者は、障害者の方の意見を何でも聞くということではなく、設計者として、こういう空間、施設を作りたいということを説明し、障害者の方と会話をしながら、その場での最善策を見つけていくということが一番大事だと思う。



図4-3 立体模型

4-6. 水戸市新庁舎整備における当事者参画について (坪井正幸氏 水戸市)

坪井氏は、水戸市役所新庁舎整備における当事者参画の取組について報告した。

新庁舎整備は、平成25年2月に建て替えを決定し、平成28年5月に設計着手、平成28年6月に工事着手、平成31年1月に全体をオープンした。

整備にあたり「安全で市民が快適に利用できる庁舎」という基本理念のもと、5つの目指すべき新庁舎像を掲げ、そのうちの1つが「全ての人にやさしい庁舎」の実現であった。また、「市民との協働による新庁舎づくりを進める」という方針により、基本計画段階において「市民1万人アンケート」「市民検討委員会」などを実施し、基本設計段階において「市民説明会」「ユニバーサルデザイン・レビュー (UDレビュー)」を実施した。

UDレビューは、新庁舎整備にユニバーサルデザインの考え方を導入するため、設計及び施工段階において関係団体から意見聴取を行い、整備に反映していくというものであり、地元の障害者・高齢者・子育て団体が18

名参加し、設計段階に3回、工事段階と供用開始時に各1回、計5回実施した。

基本設計段階の第1回では、UDレビューの進め方や新庁舎におけるユニバーサルデザインの考え方を共有し、第2回では、基本設計の素案を示した。実施設計段階の第3回では、詳細な図面を示し、カウンターの奥行き、ベビールームの仕様、誘導ブロックの素材などを確認した。第4回は、工事が進んでいる中で、トイレとベビールームのモックアップを設置し、仕様の確認を行った。第5回は、新庁舎オープン時に、実際のトイレ、福祉エリアのロビーや通路、エレベーターについて見学していただいた。

UDレビュー全体を通して意見を反映した主な内容について、その一部を紹介する。

- ・建物内の廊下は、段差のない構造とし、車いすやベビーカーに配慮し認定基準の180cm以上とした。
- ・火災の際に聴覚障害者がわかるように、非常時案内を1階の待合スペースにあるモニターに表示する計画とした。
- ・障害者誘導用ブロックについて、設計では、鋳タイプのものを設置することにしてしたが、面的に着色していた方がロービジョンの方にわかりやすいとの意見を踏まえ、ブロックを埋め込む形式とした。
- ・トイレについて、車いす使用者やオストメイト、ベビーカー利用者などが1つのトイレに重ならないよう、車いすトイレ、だれでもトイレ、思いやりブース等に機能を分散化させて設置した。
- ・授乳室は、父親の利用も考慮し、ベビールームと表記した。また、部屋内に鍵のかかる女性専用授乳ブースを設けた。
- ・エレベーターについて、緊急時や防犯面を考慮し、扉は大型の窓付きのものにした。また、非常時に、聴覚障害者には電光表示設備で、視覚障害者には音声案内設備で、情報を伝達する計画とした。

最後に、今回のUDレビューを通じて、まさに当事者でないとわからないことを把握することができ、とても新鮮な経験だった。100%意見を聞く、満足させることはできなかったが、お互いに共通の理解を深めながら、取り組めたことはよかった。団体間の対立する意見の調整について苦労したが、コーディネーター役の高橋儀平先生の助言により、スムーズに調整を図ることができた。

4-7. 府中市新庁舎建設事業～障害者団体の参画について～（小川侑太氏 府中市）

小川氏は、現在、府中市で進めている新庁舎建設事業における障害者団体の参画について報告した。

新庁舎は、地上6階・地下1階建ての「おもや」と地上4階・地下1階建ての「はなれ」の2棟で構成されている。平成26年度より基本計画の策定や設計業務を進め、令和3年5月に「おもや」の建設工事に着手し、令和8年5月から「おもや」の供用を開始している。その後、旧庁舎の解体工事、「はなれ」の建設工事に着手し、令和9年1月の新庁舎全面開業に向けて、現在も工事を進めている。

障害者団体の参画については、説明会という形式で庁舎に設置するバリアフリー設備に関する意見交換を行った。対象は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者の各団体で、計画・設計の段階では、各団体個別に2～3回の説明会を行い、庁舎に必要なバリアフリー設備について意見を聴取した。

「おもや」については、工事期間中の令和3年12月と工事完了後の令和5年7月に説明会を開催した。「はなれ」についても、工事期間中の令和7年7月に説明会を開催し、「はなれ」の設備だけでなく、「おもや」の使用感に関する意見もいただいた。各説明会の障害者団体の参加者数は50名弱である。今後は、工事完了後の令和8年12月頃に現地確認を行

う説明会を予定している。

説明会を実施する上で工夫した点は、以下のとおりである。

視覚障害者団体の説明会では、内装仕上げ材のサンプルを用意し、実際に触って確認していただいた。誘導ブロックについては、約1m四方の床材を敷き、実際に白杖で確認していただいた。触知案内板についても実物大のサンプルを触ってもらいながら意見をいただいた。建物の配置関係や導線については、立体模型と平面模型を作成し、触っていただきながら説明をした。立体模型では建物の配置状況やボリューム感を、平面模型ではトイレの場所や誘導ブロックの敷設位置などを説明し、意見をいただいた。

肢体不自由者団体の説明会では、介助用リフト付きトイレや大型エレベーターの実寸確認を行った。床に養生テープを貼り実寸大の区画を表現するとともに、パーテーションに印刷物で手洗いやスイッチの位置を示し、区画内の移動のしやすさや設備の高さについて確認していただいた（図4-4）。簡易的な方法ではあるが、当事者の方からは、実際の大きさを体験できて、不安を解消することができたという声をいただいた。

次に、説明会でいただいた意見を踏まえ、対応した例をいくつか示す。

聴覚障害者団体からは、火災などの非常時に何が起きているか把握できないという意見をいただき、これを受けて、通常時は市からのお知らせやPR動画を表示している各フロアのデジタルサイネージを活用し、災害時には画面を切り替え、避難誘導の表示をすることにした。当初は文字情報のみで誘導することを考えていたが、当事者からは文字を読むことが不得手な方もいるという意見があり、手話動画を流す画面を作成した。また、エレベーターの不具合等によりかご内に閉じ込められないか不安があるという意見があった。地震時等は最寄り階に停止する機能がある

が、閉じ込められても安心して待機できるように、エレベーター内と管理室の双方にモニターとカメラを設置し、相互に映像を介してコミュニケーションが取れるようにする予定である。

肢体不自由者団体からは、電動車いすでも円滑に利用でき、介助用ベッドやリフトが付いたトイレがあると安心して来庁できるという意見があり、これを受けて、介助用リフト付きトイレを設置した。室内に電動の上下昇降ベッドと天井走行型のリフトを設置し、ベッドから便器まで移動できるようにした。また、一般的なバリアフリートイレの2倍の広さを確保し、電動車いすでも円滑に利用できるようにした。

視覚障害者団体からは、誘導ブロックは鉾タイプではなく面タイプの方が視認しやすいという意見があり、面タイプの誘導ブロックに変更した。また、誘導ブロックは1つの出入口から案内所まで敷設していたが、建物の供用開始後、利用していただく中で、追加敷設をしてほしいという意見があり、エレベーターやトイレなど、誘導ブロックの敷設範囲を拡張した。

当事者参画を実施して、まず良かったことは、各団体も本事業に携わるという協働関係を築くことができた。単に要望を出す立場に留めるのではなく、一緒に解決策を考えましょうという意識を持ってもらえたことで、合理的な解決策を模索することができた。一方、苦労したことは、個人の主観的な意見と団体の客観的な立場としての意見の区別が曖昧になる場面があった。これについては、その都度、団体の会長に意図を確認するとともに、最終的な要望の確認を行う際には、書面でやり取りをするなど、組織としての意思決定をするよう努めた。

最後に、当事者参画のポイントとしては、当事者ごとに抱える障害や程度は異なるため障害の多様性を十分に理解することが挙げら

れる。例えば、視覚障害者においても、弱視の方からは誘導ブロックで誘導してほしいという意見がある一方で、全盲の方からは音声誘導装置で誘導してほしいといった意見がある。また、サイネージの例のように、聴覚障害者においては、文字等の読みが不得手な方がいることを知り、手話というコミュニケーションツールの重要性に気づいた。こういったことは実際に当事者の話を聞くことで気づきを得ることが多いと思う。

当事者参画は、お互いに相当なエネルギーを要するが、良いものを作ろうという協働意識をお互いに持つことで良好なパートナーシップを構築することが可能だと思う。

（4章まとめ担当：永元真也）

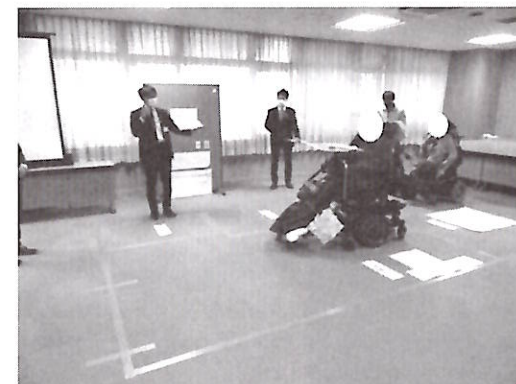


図4-4 介助用リフト付トイレの確認

5. まとめ

本プログラムの最後は高橋の進行により、事前質問と当委員会からの回答を中心に「討論と質疑」が進められた。以下要約する。

質問①：多くの公共事業では工期や予算が厳しく、対話に充てられる回数や時間は限られるのが現実的。実際に当事者参画に取り組み、限られた時間の中で対話を尽くそうとはしているものの、当事者の要望と、物理的・予算的な制約の溝が埋まらず、議論が平行線のままタイムリミットが迫ることが多々ある。このような「時間切れ」の局面において、最終的な「今回は採用しない」という判断（線引き）は誰が（行政か、専門家か）、どのような基準で下していくべきか。現場での決断

の実例や、その際に当事者の納得感を得るために行っている説明の工夫があるか。

回答：最初に当事者参画の工程を明確に示していたか。また、1人の要望なのか、対話全体の要望なのかにもよるが採用できない理由を明確に提示することが大切。それでも納得されない場合がある。それらの経験も当事者参画では重要なプロセスである。時間切れという局面を作りたくはないが、当事者の意見が本当にそのプロジェクトに不可欠であれば何度でも議論し工夫すべき。設計者やアドバイザー他の当事者の意見を聞きながらも最終的な判断は発注者がすべき。適切な専門家や他の当事者にも意見を聞きながら可能な限り客観的に説明できる根拠を見出してほしい。

質問②：プロジェクトで得られた意見（特に予算等の都合で不採用となった意見）を一過性のものとせず、次の施設整備に生かすために具体的にどのような仕組みで蓄積・継承すると効果があるか。データベース化やガイドライン改定のサイクルなどの実例があるか。

回答：当事者参画の記録を庁内の関連する部局の中でそれらの意見を正確に共有することが重要。役所でも設計者会社でもその担当者だけの記録や経験で終わってしまうことが少なくない。当該プロジェクトだけ、担当者チームだけの共有ではなく、年1回は公共プロジェクトの振り返りを全庁内で行う必要がある。次の発注事業に利用できるよう共通フォーマットを決めて早めにデータベース化してホームページ等で公開すること。それは市民や当事者にも好影響を与える。全国の事例については、TOJISYA-UDプラットフォームで現在調査中。

質問③：設計段階から当事者参画で進める経験は以前から行ってきたが、近年思うのは当事者とは誰を指すのかということ。自主的な段階では問題なかったが、法制化される段

階において非常に難しい線引きをしなければならない。これに対し国および学会はどう考えているか。

回答：当事者とは直接的にはそのプロジェクトの利用想定者であり、すべての市民を指す場合もあれば、一定の範囲を指す場合もある。事業ごとに協議して決定してよいと考える。事業の進捗過程で追加したい当事者が生じることもあれば、逆に絞り込んでも良い場合もありうる。すべての市民が設計段階での意見交換会やワークショップに参加することは不可能であり想定していない。市民アンケートや地区説明会など代替的な方法も考えられる。大切なのは当事者参画のプロセスを公表することである。

以上、これらの回答に対して異なる意見もあるかもしれないが、それ自体がまさに当委員会が目指しているTOJISYA-UDプラットフォームの構築の仕方になるという説明と共に終了した。なお、各質問や回答に関連することは当事者参画ガイドライン（国土交通省）でも触れられていることが多々あり参考になる。

閉会にあたっては佐藤克志氏（日本女子大学）より、本研究会では物的・時間的制約、また人的資源等の様々な制約がある中で、どう合意形成をとっていくのかという本質的な課題が示されたと述べられた。これまでも当事者の意見を聞きながら、建築設計プロジェクトを進めた事例は数多くあったが、そこで得られた成果や課題が十分に共有されないまま、場所を変えて同じことの試行錯誤が繰り返されてきた。具体的な対応というのはケースバイケースで一つの正解があるわけではないが、解決の糸口としては、様々な事例に対しての情報共有がある。今回紹介されたプラットフォーム構想が情報共有の場として機能するよう、今後も皆様の積極的な協力をお願いしたいという挨拶と共に閉会した。

（菅原麻衣子）